

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年10月8日～2020年10月14日)

令和2年(2020年)10月16日

H E A D L I N E S	
<b>政治</b> 最高裁規律部によるモラヴィエツ判事の刑事免責の破棄 モラヴィエツキ首相の隔離 新型コロナウイルス感染症対策に関するモラヴィエツキ首相と野党代表の協議 動物保護法改正案の修正案の上院可決 新型コロナウイルス感染症に関する重点制限地域の拡大と制限措置の強化 V4外相会合の開催 シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣とクルス・スロバキア外務副大臣との会談 ラウ外相とポンペオ米国務長官との電話会談 ポーランド・英国政治対話の実施 ポーランド国家安全保障局長官、フランス外務省政治局長兼欧州外務・安全保障局長と会談 ナゴルノ・カラバフ情勢に関する大統領府発表 新型コロナウイルス感染症に関するV4情報交換センターの創設 ラウ外相のEU外務理事会出席 ヴェニス委員会による人権擁護官の任命に関する発言 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領によるポーランド・ウクライナ共同宣言の発出 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領の共同インタビュー モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長との会談 欧州復興基金を巡るカチンスキ「法と正義」党首及びヤブウォンスキ次官の発言 トールボーイ爆弾、ポーランド史上最大の不発弾を処理	【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<b>治安等</b> 新型コロナウイルス感染症に関する国家警察本部報道官の発言 農業従事者が動物愛護法改定案に対する抗議活動を実施 統計の改ざんを行った警察官などを逮捕 反汚職庁が元副首相などを逮捕	
<b>経済</b> 付加価値税率の維持 ドゥダ大統領のポーランド・ウクライナ輸送・エネルギー共同事業フォーラムへの出席 政府、日曜日の商業施設営業禁止の一時解除を検討 MFによるポーランド経済見通し 9月の消費者物価指数 新中央空港(CPK)に関するEUからの補助金 サムスンによる5G市場参入 原子力開発計画(PPEJ)の閣議決定 ポーランド・ウクライナ 炭化水素の共同生産に関する投資協定締結 石炭業界との意見交換を踏まえエネルギー戦略を見直し【 国営ガス・石油企業PiGniGのヨーロッパクリーン水素同盟(ECH2A)加盟	

## 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

欧州でのテロ等に対する注意喚起

「たびレジ」への登録のお願い

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

マイナンバーカード取得のお願い

年金受給者の現況届提出について

大使館広報文化センター開館時間

文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治

内 政

### 最高裁規律部によるモラヴィエツ判事の刑事免責の破棄【12日】

12日、最高裁判所規律部は、クラクフ検察局の要請を受け、クラクフ高等裁判所のモラヴィエツ判事の刑事免責を破棄する決定を下した。他方、本決定に法的拘束力はないとしている。クラクフ検察局は、同判事が7年前に控訴裁判所への書類作成にあたって金銭を受け取り、汚職と権限濫用があったと主張している。モラヴィエツ判事の弁護士は、今次決定に法的拘束力が付与された場合、欧州人権裁判所への提訴の可能性を検討する旨述べた。最高裁規律部をめぐっては、本年4月、欧州司法裁判所が裁判官の規律規定の即時停止を命じる暫定措置を決定している。

### モラヴィエツキ首相の隔離【13日】

13日、首相府は、10月9日に接触した人物の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への感染が本13日朝に確認されたことにより、モラヴィエツキ首相が隔離に入ったとし、隔離期間中も対応の決定や各種会合の主催等の執務を遂行すると発表した。同日、ミュレル政府報道官は、モラヴィエツキ首相の新型コロナウイルスの検査結果が陰性であったと発表し、他方で医師や衛生当局が決定を行うまでの期間は隔離を継続すると述べた。

### 新型コロナウイルス感染症対策に関するモラヴィエツキ首相と野党代表の協議【13日】

13日、モラヴィエツキ首相は、テレビ会議形式にて野党代表と新型コロナウイルス感染症対策に関する協議を実施した。ドヴォルチク首相府長官は、本会合での主要テーマは政府による対策と医療状況で

あったとし、野党代表との間で見解の相違はあったが、建設的な会合であったと述べた。また、同長官は、同感染症対策において更なる立法措置や法改正が必要であるため、国会で冷静に議論を行い、より良く協力していくために、今回のような会合を定期的に開催していくと述べた。

### 動物保護法改正案の修正案の上院可決【14日】

14日、上院は、動物保護法改正案の修正案の投票を行い、賛成76票、反対11票、棄権10票で同案を可決した。採決にあたり、与党「法と正義」(PiS)所属議員7名、野党「市民連立」(KO)議員1名、農民党議員3名が反対票を投じた。同修正案では、儀式における鳥類殺害を制限対象から除外し、毛皮用の動物飼育の禁止については2023年6月まで、儀式における鳥類以外の動物殺害の制限については2025年12月まで移行期間としている。また、農業従事者が同改正案によって生じる損害の補償の申請を可能とする規定も加えられた。

### 新型コロナウイルス感染症に関する重点制限地域の拡大と制限措置の強化【15日】

15日、モラヴィエツキ首相及びニエジェルス保健大臣が記者会見を行い、10月17日より、ワルシャワ、クラクフ等の主要都市を含む152自治体(全自治体の約半数)を、制限措置を重点的に再強化している赤ゾーンに指定すると発表した。また、10月17日より、商業施設の入店制限、レストランの営業時間の短縮、公共交通機関の利用人数制限、集会や各種行事への参加人数制限の厳格化等、制限措置の強化が予定されている。

外交・安全保障

### V4外相会合の開催【8日】

8日、シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、

安全保障に関する国際会議GLOBSECに出席するためスロバキアのブラチスラバを訪問した際、V4諸国外相と会談を行い、V4の将来、法の支配、ベラルーシ情勢等について議論した。同副外相は、V4は欧州における中・東欧のシンボルとなったと評価し、特に地域のインフラ・プロジェクトにおける協力の進展について称賛した。

また、同副外相は、ポーランドの法の支配を巡る欧州委員会との対立についても言及し、EU基金を各加盟国の法の支配に条件づけることについて反対を表明した。さらに、同副外相は、バーリー欧州議会副議長が、EUは法の支配に問題のあるポーランド及びハンガリーを「財政的に飢えさせる」べきであると発言したことについて批判し、断じてこれを受け入れられないと述べた。

ベラルーシ情勢に関し、同副外相は、問題の解決についてオープンなコミュニケーション・チャンネルが必要であり、ベラルーシとロシアの間で誠実な対話が行われるとは考えられない、と述べた。

また、V4外相は、ル・ドリアン仏外相と「V4+仏」のフォーマットで外相会合を行った。外相らは、ベラルーシ情勢、東地中海情勢、EUのグローバル・パートナーとの関係、移民政策及び新たな難民協定について議論した。

#### シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣とクルス・スロバキア外務副大臣との会談【8日】

8日、シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、スロバキアのブラチスラバにおいて、クルス・スロバキア副外相と会談し、次回のポーランド・スロバキア政府間協議、ヴィア・カルパティア・プロジェクト等のインフラ協力、ベラルーシ情勢等について議論した。

同副外相は、スロバキアは緊密なパートナーであり、良好な近隣関係があるのみならず、地域及び欧州のフォーマットで緊密に協力しており、新型コロナウイルス感染症の困難な状況にもかかわらず、定期的な対話を維持している、と述べた。同会談では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってもたらされた新しい状況でのV4としての協力の重要性を確認し、また、V4創設30周年の記念行事の可能性についても議論した。同副外相は、ポーランドにとって、30年に及ぶ協力が何度も示してきたようにV4は欧州における中・東欧地域の立場を強める上で重要な要素である、と強調した。

#### ラウ外相とポンペオ米 국무長官との電話会談【8日】

8日、ラウ外相は、ポンペオ米 국무長官と電話会談を実施した。同外相は、会談において、環大西洋関係及び米国との戦略的で多面的なパートナーシップを強化することがポーランドのプライオリティの一つであると強調した。同会談は、大きく変化する環大西洋情勢に鑑み、定期的な政治対話の重要性を強調する目的で実施された。

ポンペオ米 국무長官は、ポーランド及び欧州の安全保障、経済、エネルギー分野における二国間の協力に対する完全なコミットメントを保証した。また、両外相は、宗教及び信念の自由の促進といった両国の共同イニシアティブにより、二国間関係をより発展させていくことで一致し、この文脈において、11月16日及び17日にポーランドが主催する宗教の自由に関する国際会議に向けた準備についても議論された。また、両外相は、最近のベラルーシの政治情勢についても議論した。

#### ポーランド・英国政治対話の実施【8日】

8日、プシダチ外務次官は、モートン英国外務次官とポーランド・英国政治対話を実施し、ベラルーシ情勢、対ロシア関係、ナゴルノ・カラバフ情勢等について議論した。

ベラルーシ情勢について、両次官は、ベラルーシ当局の平和的抗議活動者に対する抑圧を非難し、公正な大統領選挙の再実施に対するベラルーシ市民社会の決意を強調した。両次官は、不正選挙及び抑圧の責任者に対する制裁は重要であるが、西側のベラルーシ政策はこれだけに限られず、ベラルーシ市民社会の長期的な支援、独立したメディア、非政府組織及び民主的変化後の体系的な経済支援も重要な要素となるとの考えで一致した。

対ロシア関係について、両次官は、人権及び市民社会の支援がロシアとのいかなる関係においても最も重要な要素であることを確認し、悪化する状況に対し適切な対応をしなければならないという考えで一致した。ノルド・ストリーム2を巡る問題について、プシダチ次官は、ポーランドの批判的な立場を再強調し、最近の出来事は、経済関係を含むあらゆる関係においてロシアが信頼できるパートナーとは考えられないことを証明した、述べた。

ナゴルノ・カラバフ情勢について、EUを含むこれまでの国際社会の取組みは、戦闘のエスカレーションを止めることができず、市民を含む多くの犠牲者を出したと結論づけた。両次官は、欧州委員会によって提示された人道支援の重要性について強調し、欧州安全保障協力機構(OSCE)議長及びOSCEのミンスク・グループの仲介努力を支持した。

#### ポーランド国家安全保障局長官、フランス外務省政治局長兼欧州外務・安全保障局長と会談【8日】

8日、ソロフ・ポーランド国家安全保障局長(BBN)長官は、エレラ・フランス外務省政治局長兼欧州外務・安全保障局長と会談した。同会談では、ポーランドとフランスとの安全保障及び防衛に関する協力について議論された。なお、同会談は、ポーランド・フランス安全保障政策に関するラウンドテーブルとしてBBNとIHEDN(Paris Institute of Higher National Defense Studies)により準備されたものである。

### ナゴルノ・カラバフ情勢に関する大統領府発表【9日】

9日、大統領府は、ナゴルノ・カラバフ情勢に関する声明を発表した。同声明において、ドゥダ大統領は、アルメニア・アゼルバイジャン間の継続する衝突について重大な懸念を持って注視しており、両国政府に対し、市民を含む両国民の流血を止め、即時に交渉のテーブルに戻ることを求める国際的なアピールを支持する、と述べた。また、ドゥダ大統領は、法に基づく国際関係の必要性について強調し、ポーランドは、紛争は国際法の尊重と紛争の平和的解決の基本的原則に従って解決されなければならないという立場を一貫して主張してきた、と述べた。さらに、同大統領は、戦争と破壊を繰り返し経験した国家の大統領として、両国に対し、軍事行動を終了し、両国が受け入れたフォーマットであるOSCEのミンスク・グループの仲介による外交的・政治的交渉を通じた対話を開始することを呼びかけた。

### 新型コロナウイルス感染症に関するV4情報交換センターの創設【10日】

10日、外務省は、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報共有のためにV4諸国の間で情報交換センターを創設することを発表した。同センターは、本年9月のルブリンでのV4首脳会合において合意されたもので、V4諸国の外務省及び保健省の専門家及び他の機関の代表等の参加の下、ビデオ協議を毎週実施する予定。シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、記者会見において、V4諸国において、コロナ対策のために取られた措置や関連する経験及び知識を共有することは極めて重要である、と述べた。同協議は、医療制度以外に、国境を超える移動、航空輸送、国内規制等についても議論される予定。

### ラウ外相のEU外務理事会出席【12日】

12日、ラウ外相は、ルクセンブルクで開催されたEU外務理事会に出席した。同会合では、ベラルーシ情勢、EUの対ロシア政策、セルビア・コソボ間の対話に加え、ナゴルノ・カラバフ情勢及びラテン・アメリカ情勢EU・ウクライナ首脳会合、ベネズエラ情勢、アフガニスタン及びモザンビークについても議論した。

ベラルーシ情勢について、ラウ外相は、EU加盟国の迅速な対応と連帯について謝意を表明し、特にポーランド及びリトアニアに続いて駐ベラルーシ大使を召還したドイツに対する感謝を強調した。同外相は、継続する抑圧及びベラルーシ当局の市民との対話の意志の欠如に対するさらなる制裁を呼びかけた。また、同外相は、ポーランドが提案した民主的なベラルーシのための経済プランは対話と移行の重要なインセンティブとして発展するものであると欧州委員会が発表したことを歓迎した。EU外相は、ルカシェンコ・ベラルーシ大統領を含むベラルーシ当局に対するさらなる制裁に合意した。

ラウ外相は、ナヴァリヌイ事件やベラルーシ問題におけるロシアの立場について、EUとして断固とした対応が必要であると強調した。同外相は、EU・ロシア間の対話の重要な要素は人権状況の改善であり、このような状況においては、ロシアに対するいかなる政策変更も想像することができないと強調した。EU外相は、独仏の提案するナヴァリヌイ氏に対する化学兵器使用に対する制裁の提案を支持した。

### ヴェニス委員会による人権擁護官の任命に関する発言【12日】

12日、欧州評議会ヴェニス委員会(法による民主主義のための欧州委員会)は、ポーランドの人権擁護官の任命が遅れている状況について懸念を表明した。人権擁護官の任期は5年で、下院の選出した候補者に上院が同意する必要があるが、上下院が与野党のねじれ状況にある影響もあり、候補者の選出ができていない。現職のポドナル人権擁護官の任期は本年9月9日に終了したが、人権擁護官法により後任の候補者が選出されるまで任期が延長される。同委員会は、人権擁護官は、民主主義、法の支配、基本的自由、健全な経営にとって重要な要素であり、後任が決まらない状況は、ポーランドにおける人権保護に対して悪影響を及ぼしうると警告している。

### ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領によるポーランド・ウクライナ共同宣言の発出【12日】

12日、ドゥダ大統領は、ウクライナを訪問し、ゼレンスキー・ウクライナ大統領とポーランド・ウクライナ共同宣言に署名した。両大統領は、戦略的パートナーシップであるポーランドとウクライナの二国間関係の包括的な発展を表明し、20世紀の戦争と抑圧の被害者の捜索と発掘の重要性や両国内の少数民族の権利保護の重要性について強調した。また、両大統領は、国際法の尊重の重要性を確認し、ロシアによるクリミアの違法な占領とウクライナ東部ドンバス地域における侵略の終了を求めた。

ゼレンスキー大統領は、NATO基準に基づく安全保障及び防衛部門の改革プロセスにおけるポーランドの実践的な支援に対する謝意を表明した。これに対し、ドゥダ大統領は、法の支配及び汚職との戦いを強化するための野心的な改革努力を継続することを誓い、ポーランドはウクライナの体制的な移行プロセスに対するさらなる支援の用意があることを確認した。

両大統領は、互恵的な経済協力の発展の重要性について強調した他、欧州全体及び中・東欧地域におけるエネルギー安全保障の強化、資源及びエネルギー供給の多様化の重要性、中・東欧における交通、運輸、インフラ、イノベーション、投資の重要性についても強調した。

### ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領の共

### 同インタビュー【13日】

13日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と共同でテレビ(TVP及びウクライナ24)のインタビューに応じ、2014年のロシアによるクリミア併合は国際法違反であるとして非難した。ドゥダ大統領は、事実上ロシアがウクライナに対して宣戦した戦争が終了するのは、ウクライナが、クリミア全体とルハーンシク及びドネツク地方の完全な支配を取り戻したときであり、国際社会はロシアに対する制裁を維持しなければならない、と強調した。また、同大統領は、ウクライナ問題について、アゼルバイジャンとアルメニアの敵対関係が再燃しているナゴルノ・カラバフ紛争のような凍結された紛争としてはならない、と述べた。ゼレンスキー大統領は、ポーランドのウクライナ問題についての支援に感謝し、米国、EU、ポーランドがロシアに対して課している制裁は重大な圧力となっている、と述べた。

### モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長との会談【13日】

13日、モラヴィエツキ首相は、ミシェル欧州理事会議長とビデオ会談を実施し、EU・英国関係、新型コロナウイルス感染症の状況、EU基金の議論を含む次回の欧州理事会における重要な議題等について議論した。同会談は、10月15日及び16日に開催される欧州理事会に先駆けて実施された。

### 欧州復興基金を巡るカチンスキ「法と正義」党首及びヤブウォンスキ次官の発言【13日】

13日、カチンスキ副首相(「法と正義」(PiS)党首)は、右派系紙 Gazeta Polska Codziennie のインタビューにおいて、EUの次期多年度財政枠(MFF)及

び欧州復興基金について、EUによるポーランドへの脅迫が継続する場合、同基金の成立を阻止すると述べた。同副首相は、ポーランドのアイデンティティと自由と主権はあらゆるコストを払ってでも守らなければならないと強調し、ポーランドは、文化や生活様式の価値を押しつけることを望み、ポーランドを従属させようとする考えを持っているEU内の勢力との戦いに直面している、と述べた。また、同副首相は、EUとの対立を共産主義時代のソ連への従属とぞらえ、ポーランド人によって選ばれていないEUの職員が、ポーランドに対して自分たちの文化を検証し、国家にとって最も重要なすべてを拒絶することを求めており、これはEU条約によって正当化されえない、と発言した。

同日、ヤブウォンスキ外務次官は、右派系テレビのプブリカにおいて、EU予算が満足のいくものでなかった場合、ポーランドは拒否権を発動する可能性がある、と述べた。同次官は、経済的に豊かな「儉約4カ国」(オーストリア、デンマーク、スウェーデン及びオランダ)加盟国が、ポーランドが法の支配に違反していることを口実として予算規模を縮小しようとしている、と述べた。ただし、同次官は、拒否権を発動するのは最終手段であるとも述べた。

### トールボーイ爆弾、ポーランド史上最大の不発弾を処理【13日】

13日、シチエチン・シヴィノウイシチェ(Świnoujście)の水中で、第二次世界大戦に使用されたトールボーイ爆弾が発見され、ポーランド軍第8沿岸防衛艦隊第12機雷掃海中隊が爆破処理を行った。なお、これまで、世界各国でトールボーイ不発弾を処理した国はない。

## 治 安 等

### 新型コロナウイルス感染症に関する国家警察本部報道官の発言【10日】

国家警察本部報道官はまた、直近24時間の間に195,500人の隔離対象者に対する確認作業を行い、約600件の規則違反を発見したと述べた。同報道官は、隔離を忌避する者に対して、保健当局の査察官は最大30,000ズロチの罰金を科すことができると強調した。関連する法律によると、保健当局は5,000から30,000ズロチの罰金を科す権限を有しているという。さらに、同報道官は、口と鼻を覆う義務に関して、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の蔓延初期からこれまでの間、約176,200人に対して注意喚起を行い、約21,800人に対して罰金を科し、約7,700のケースにおいては裁判所に対して罰則の申請を提出したと述べた。

### 農業従事者が動物愛護法改定案に対する抗議活動を実施【13日】

13日、農業従事者が動物愛護法改定案をめぐるワルシャワで抗議活動を行った。同改定案は、ウサギ以外の毛皮の養殖を全面的にすることが盛り込まれ、9月中旬に下院の採択を経ており、現在、上院で審議されている。改定案では、宗教活動に必要な場合のみ、動物の儀式的屠殺が許可されるとされ、あらゆる儀式的屠殺は、農業大臣が内務・行政大臣との合意により定義される。また、儀式的屠殺を行う企業は、その損失が国家予算で補填される見込みである。また、同改定案においては、サーカスなど娯楽目的で動物を利用することも禁止される。

### 統計の改ざんを行った警察官などを逮捕【13日】

国家警察本部報道官は、内部監査により、ワルシャワ首都警察(KSP)の自動車犯罪を担当する警察官を逮捕したと発表した。一部報道によると、逮捕された警察官は4名で、権力の乱用、職務の失敗、統計の改ざんを行ったとのことである。逮捕されたあ

る警察官の自宅からは、違法薬物も発見されたという。KSPは現在、自動車犯罪部門の組織再編を行っている。

反汚職庁は、会社から資金を持ち出し、マネーロンダリングや自らのために利用し企業に損失を与えたとして、ロマン・ギェルティフ元副首相とリシャルト・クラウゼ氏を逮捕したと発表した。同庁によると、会社に与えた損失は、9,000万ズロチを上回るという。

**反汚職庁が元副首相などを逮捕【15日】**

経 済

経済政策

**付加価値税率の維持【8日】**

8日、ドゥダ大統領はCOVID-19の影響による経済・社会生活の困窮に対応する為の関連法案に署名した。同関連法案には、付加価値税(VAT)率を現行の23%及び8%に維持する規定も含まれている。新法案の起草者は、以前のVAT率(22%及び7%)に戻すのは、財政安定化規則の導入や公的債務残高の対GDP比が43%以下になるなど、複数の要件が満たされてから1年が経過した後にのみ可能であると述べた。

ルは、西欧、スカンジナビア、トルコ等の顧客を引き付けると共に、東アジアとの貿易を扱うことも可能であるとし、グダンスク港をバルト海のリーダーにしたいと発言した。また、同フォーラムにおいて、両大統領臨席の下、グダンスク港とオデッサ港との間の協力覚書の署名が行われた。同覚書に基づき、両者は港湾開発、最新のロジスティクス・サービス、複合一貫輸送、スマート港湾建設、グリーンな低排出ソリューション、従業員の訓練等での協力可能性を検討することとなっている。今年末までにグダンスク-黒海輸送回廊に関する作業チームを設立することにも合意した。

**ドゥダ大統領のポーランド・ウクライナ輸送・エネルギー共同事業フォーラムへの出席【13日】**

13日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と共に、オデッサで開催された輸送・エネルギー共同事業フォーラムに出席した。ドゥダ大統領は、道路、橋梁、国境検問所、鉄道、港湾等のインフラ分野における両国間の協力の効率化の重要性を強調した。また、それぞれ3,800万人と4,200万人の消費者を有するポーランドとウクライナは欧州の巨大市場であり、ポーランドは東欧の重要な輸送ハブとなろうとするウクライナの熱意を支援すると述べた。さらに、両国の陸運・海運ターミナ

**政府、日曜日の商業施設営業禁止の一時解除を検討【14日】**

14日、ドヴォルチク首相府長官は、政府は日曜日の商業施設営業を一時的に再開する可能性を検討していると明らかにした。ポーランドでは、2018年3月から一部の例外を除き、日曜日の商業施設営業が禁止されている。現在、COVID-19の拡大を受け、店舗での混雑緩和のために日曜日の営業再開を求める声が挙がっている。

マクロ経済動向・統計

**IMFによるポーランド経済見通し【13日】**

国際通貨基金(IMF)は、最新の「世界経済見通し(WEQ)」において、ポーランドの経済成長見通しについて、2020年はマイナス3.6%に縮小するが、2021年には4.6%に回復するとし、4月発表時(それぞれマイナス4.6%、4.2%)から予測を引き上げた。ポーランドは経済危機の影響が比較的軽度な数少ない国の一つに位置づけられており、ポーランドよりも良好な経済見通しが示されたのは対象195か国中11か国のみであった。IMFは、COVID-19

への対応により、特に先進国において財政赤字が拡大すると予測し、ポーランドについては、2020年に財政赤字の対GDP比は10.5%に増加し、2021年に4.3%に減少するとの見通しを示した。

**9月の消費者物価指数【15日】**

中央統計局(GUS)によれば、9月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比3.2%増、対前月比0.2%増となった。サービス価格は対前年同月比7.2%増、商品価格は対前年同月比1.7%増となった。

ポーランド産業動向

**新中央空港(CPK)に関するEUからの補助金【13日】**

CPK特別目的会社を含む欧州のコンソーシアム“Smart Airports Horizon 2020”が、空港設計における環境にやさしく持続可能な解決策の開発を目的と

した1,200万ユーロの補助金を獲得した。CPK特別目的会社は50万ユーロの補助金を受け取ることになる。同コンソーシアムには、コペンハーゲンやローマの空港、デンマークの技術研究所、国際航空運送協会(IATA)等が含まれている。同補助金は、

EUの研究イノベーションのための枠組みである Horizon 2020 の「Secure, Clean and Efficient Energy」の一部から出されている。同補助金は5年間にわたり支給される。ホラワ・インフラ副大臣は、C PK特別目的会社は航空バイオ燃料の補給のためのインフラなどエネルギー効率の高い方法の設計を最適に行う実施手法の準備を行うと述べた。同社のヴィルド社長は、CPKの目標として、ゼロエミッションな空港インフラをあげ、同社がグリーンインフラストラクチャーやEモビリティを計画していると述べた。また、CPKに関する空港や鉄道への投資は、EUの方

針に沿ったものであり、EUからの支援が期待できると強調した。

#### サムスンによる5G市場参入【14日】

オレンジ、T-Mobile、Play は、送信機のネットワークを構築のため、Samsung Networks と交渉に入った。同社は、世界トップクラスの通信インフラのプロバイダだが、ヨーロッパ市場でのシェアは小さく、これまでポーランドでは通信インフラの提供は実施していない。

### エネルギー・環境

#### 原子力開発計画(PPEJ)の閣議決定【9日】

原子力開発計画(PPEJ)に関し、パブリックコメントを踏まえた更新版が閣議決定された。更新されたPPEJには、合計6～9GWの6基の原子炉の建設について記載されており、スケジュールについて①技術選定の実施：2021年、②初号機の建設地の選定、承認及び契約の締結：2022年、③初号機の建設開始：2026年、④二号機の建設開始：2032年、⑤初号機の運転開始：2033年が記載されている。クルティカ気候・環境大臣は、PPEJの更新について、安定的かつゼロエミッションエネルギー源の確保へのマイルストーンであり、原子力エネルギーのおかげで、ポーランドのエネルギー安全保障の確保が可能になると述べた。PPEJには、加圧水型原子炉(PWR)の計画のみ記載されており、沸騰水型原子炉(BWR)や小型モジュール原子炉(SMR)の計画については記載されていない。設定された基準を満たすものとして、ウエスティングハウスのAP1000、韓国水力原子力(KHNP)のAPR1400、フランスのFramatomeのEPR、ロシアのVVER、中国の華竜1号等がある。

#### ポーランド・ウクライナ炭化水素の共同生産に関する投資協定締結【12日】

国営ガス・石油企業 PGNiG は、ERU(ウクライナエネルギー資源)との間で共同探査および生産プロジェクトのための投資協定に署名したと発表した。当該事業は、PGNiG が所有するポーランド最大の天然ガス田であるプシェミシル油田の近くにおいて実施される。必要な承認と許可を取得した後、2021年前半に工事が開始される予定であり、同社は、当該事業は、天然ガス供給の供給源の多様化を促進し、両国への安定した安全な天然ガス供給を確保すると述べた。

#### 石炭業界との意見交換を踏まえエネルギー戦略を見直し【13日】

ジスカ気候・環境副大臣は、政府と石炭業界との協議における合意内容を踏まえ、現在策定中の2040年までのポーランドエネルギー戦略(PEP2040)が部分的に改訂されることを認めた。また、天然ガスと原子力エネルギーで補完された、ゼロエミッションエネルギー資源に基づく代替エネルギーシステムを構築するのに十分な時間があると主張した。

#### 国営ガス・石油企業PGNiGのヨーロッパクリーン水素同盟(ECH2A)加盟【14日】

14日、国営ガス・石油企業PGNiGは、ヨーロッパクリーン水素同盟(ECH2A)に加盟したと発表した。同同盟は欧州における水素経済のバリューチェーンの構築に係る協力のためのプラットフォームとして欧州委員会によって設立されたものである。同社は同委員会が水素は欧州の気候中立達成に近づける燃料であると信じていると述べた。同社は、水素の生産・利用全体に関するネットワークを構築することを考えており、また、同同盟への参加により、水素エネルギー技術の開発やEUの規制への直接的な影響を与える機会になるとしている。同社のクフィエチンスキ社長は、同同盟への参加により、既にクリーン水素に関連した活動を行っているパートナーの知識・経験を活用することができるかと述べた。同社は、同同盟には、250社以上の企業が参加しており、他にも政府・地方自治体の機関だけでなく、研究機関や金融機関等も参加していると述べた。

### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ド

ドイツ滞在法第4条のカテゴリD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

9月1日には学校が再開しましたが、幼稚園、保育園の活動に制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。また、10月10日からポーランド全地域が一部の赤ゾーンを除き黄ゾーンに指定され、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じます。公共交

通機関では、搭乗できる人数が着席の有無にかかわらず座席数までに制限され、商店等では、人と人の間に1.5メートル以上のソーシャル・ディスタンスを取ることとなります。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されます。また、一部の地域(赤ゾーン)では、より厳しい制限が科されます。今回の措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 【お知らせ】大使館広報文化センターの入館再開

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

**【予定】ポーランド子供伝統空手選手権大会【10月24日(土)～25日(日)】**

ヴロツワフにて、ポーランド伝統空手連盟主催による『ポーランド子供伝統空手選手権大会』が開催されます。入場は無料です。

開催場所: ヴロツワフ市、スポーツホール「オルビタ」、ul. Wejherowska 34

詳細: <https://pukt.pl/https-pukt-pl-puchar-polski-dzieci/>

**【予定】オンラインセミナー「日本の文学」とオンライン書道ワークショップ【11月3日(火)】**

グロジスク・マゾヴェツキ市立図書館主催による司書向けのオンラインセミナー『日本の文学』(10時)と子供向けオンライン書道ワークショップ(12時)が開催されます(ポーランド語)。参加費は無料です。

開催場所: グロジスク・マゾヴェツキ市立図書館のフェイスブックページ: <https://fb.me/BibliotekaGrodziskMaz>

**【予定】「日本文化デー・スヴァウキ2020」【11月6日(金)～8日(日)】**

スヴァウキにて、スヴァウキ市合気道クラブ主催による『日本文化デー・スヴァウキ2020』が開催されます。映画上映、武道デモンストレーション、日本刀の展示、書道と日本料理に関する講演会とワークショップが予定されています。入場は無料です。

場所: スヴァウキ市文化センター、スヴァウキ市スポーツセンター、マリア・コノプニツカ博物館、映画館「Cinema Lumiere」

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))